

マイナンバー紐付けの現状等について

令和3年8月5日
奈良県天理市税務課

番号法制定に伴う地方税法改正によるマイナンバーの利用

- 平成27年9月の地方税法施行規則改正に伴い、課税台帳や名寄帳等に個人番号及び法人番号の記載欄が追加されたため、個人番号の照会を開始。

また、今後の庁内外連携等の活用が拡大することを期待。

本市固定資産課税事務における市内に住民票がない者（以下「住登外者」という）のマイナンバー付番・紐付け状況

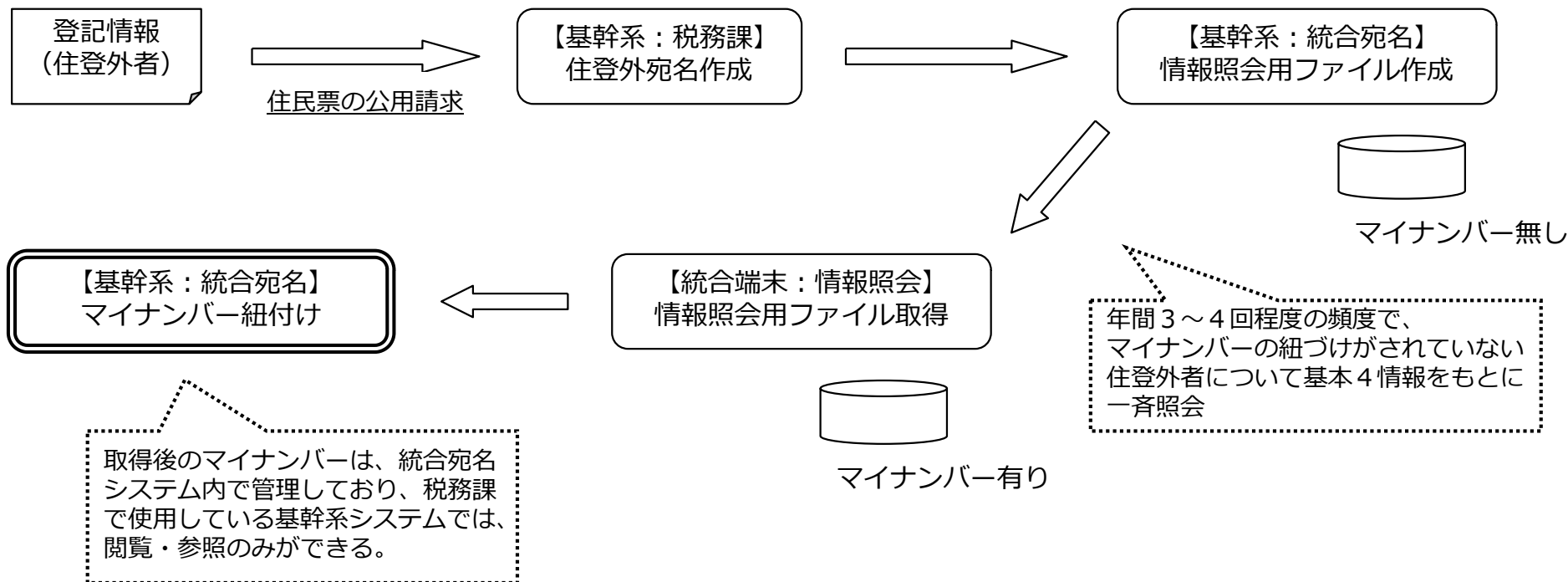
令和3年度	
納税義務者数	20,760件
内 住登外者数	1,975件
紐付け者数	1,450件（73.4%）

（法人は除く）

照会調査業務開始時の課題

- 住基ネットの一斉照会機能を利用し、マイナンバーを取得。
- 個人の特定を行う際の本市の基準として、基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）が一致することにより、同一性が確認できるものとして取り扱っている。
- この基準により、照会を行う際、また照会により取得したマイナンバーを宛名情報と紐づけする際の同一性確認には、基本4情報を有している必要がある。
 - 調査開始時点における、既存の住登外者については2情報（生年月日、性別）が不明
 - 既存の住登外者約2,000人について、住所地の市町村に住民票の公用請求を行う必要がある。

住登外者のマイナンバー取得の具体的な流れ



住登外者のマイナンバー取得に関する課題

- 平成27年のマイナンバー制度開始以前から、本市の固定資産を所有している住登外者が、住所異動について所有している物件の登記に反映させずにいた場合、異動元の市町村における除票の保存年限が経過していることにより住民票請求が出来ず、4情報が取得できないことがあり、この場合、マイナンバーの紐づけに至らない。
- 外国人住民について、現住の住民票を取得し、4情報を用いて住基ネットによる照会をかけても、マイナンバーを取得できない外国人住民が存在する。一斉照会をした場合に限らず、個別の照会を行った場合でも、同様の結果となる。
- マイナンバー制度開始以前に、国外転出している住登外の所有者については、制度開始後もマイナンバーの付番がされていないため、マイナンバーの取得ができない。ただし、再度国内に転入した場合には、マイナンバーが付番されるが、転入の事実を把握することが難しく、物件の登記への反映がされなければ把握は困難

住登外者のマイナンバーの活用について

- 現時点では、取得した住登外者のマイナンバーの活用は行っていません。今後の活用に向けての準備段階として、マイナンバーを取得。
- 検討中の活用方法
 - 年度当初に納税通知書を発送する前に、住基ネットを用いて、住所異動の有無について確認を行う。
 - 番号法の規定により、個人番号利用対象事務として認められている住所変更等の異動、及び生活保護受給状況の確認。

マイナンバーの紐づけ及び今後の活用にむけての要望

- 法務局オンライン登記情報システムとの連携

本市に固定資産を所有している住登外者の住所異動については、法務局からの登記済通知書に住所変更の内容が記載されている、または所有者本人からの申し出をもとに住民票を住所地へ請求し、申し出の内容について、真正性を確認する方法で知り得ている。

登記情報に所有者のマイナンバーが紐づけされ、法務局オンライン登記情報システムで所有者のマイナンバーを確認できると、前述の手続き等が行われなくとも、マイナンバーを取得することができ、それをもとに住基ネットによる住所異動の照会が可能となるため、課税事務が円滑に実施することができる。